

東広島市雇用調整助成金受給 サポート補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成などを社会保険労務士に委託した際の手数料に対して、補助金を交付します。

補助金額

※申請は1回限り

10万円を上限に補助対象経費の全額を補助

補助対象者

※次の全てを満たす者

- ・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者
- ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者
- ・市税の滞納がない者

補助対象経費

- ・雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料
- ・その他市長が必要と認めた経費

申請方法

雇用調整助成金の支給決定後に、次の書類を添付して、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付申請書を郵送等で「東広島市産業部産業振興課」に提出してください。

添付書類

- ①雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ②休業等の初日が確認できる書類の写し
- ③社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し
- ④社会保険労務士への支払い（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類
- ⑤その他市長が必要と認める書類

受付開始日

令和2年5月1日(金)



(市ホームページ)

問い合わせ先

【東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金に関すること】

東広島市産業部産業振興課 住所：東広島市西条栄町8番29号

電話番号：082-420-0921 FAX番号：082-422-5805

【雇用調整助成金に関すること】

ハローワーク広島西条（広島西条公共職業安定所）

電話番号：082-422-8609 FAX番号：082-422-7294